

公益財団法人春風学寮 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、無教会キリスト者の内村鑑三、塚本虎二の流れをくむ道正安治郎が、1929年に創立したキリスト教学生寮である。この法人は、公益財団法人春風学寮と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、男子学生の寄宿および奨学援助をはかり、神を畏れ学に励み、寮生相互に愛と信頼を厚くし、自治協同の精神を養い、広く日本社会と世界に貢献し奉仕する有為な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男子学生の寄宿
 - (2) 図書及び研究資料の収集
 - (3) 研究会、講演会、親睦会、その他の集会
 - (4) 旅行遠足、卓球、その他の運動
 - (5) 寮誌やニューズレターの刊行
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、経済的援助を必要とする学生又は大学院生に奨学金を支給する。
- 3 第1項と第2項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)